

平成12年5月30日
金融再生委員会
金融監督庁

新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）について

標記の件につき、金融再生委員会及び金融監督庁では、別紙1の基本的な考え方の下、別紙2の「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」を決定することを検討しています。

上記別紙2の運用上の指針につきご意見がありましたら、平成12年6月30日（金）までに、氏名又は名称、住所を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話等によるご意見はご遠慮願います。

なお、頂戴したご意見につきましては、氏名又は名称も含めて公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。

ご意見の送付先

○金融再生委員会事務局総務課

郵便：〒100-6013 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル
ファックス：03-3502-7326
ホームページアドレス：<http://www.fsa.go.jp/frc/>

○金融監督庁監督部銀行監督第一課

郵便：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
ファックス：03-3506-6141
ホームページアドレス：<http://www.fsa.go.jp/>

(別紙1)

平成12年5月30日

金融再生委員会

金融監督庁

異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する基本的な考え方

1. 最近、事業会社等の異業種による銀行業参入の動きや、コンビニ等の店舗網にATMを設置し、主に決済サービスの提供を行う業務形態、更には店舗網を持たずインターネット上でのみサービスの提供を行う業務形態等、従来の伝統的な銀行業にはない新たな形態の銀行を設立する動きが見受けられる。こうした動きは、金融技術の革新、競争の促進等を通じて、我が国金融の活性化や利用者利便の向上等に寄与する可能性がある。
2. 他方、こうした新たな形態の銀行業については、①子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点、②事業親会社等の事業リスクの遮断の観点、③事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点、④資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点、⑤有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護の観点等、従来の伝統的な銀行業においては想定していなかった様々な観点からの問題が考えられる。これらの問題は、銀行の資本形態や業務形態・店舗形態の面で従来にない新たな形態が出現したことに伴い生じた問題であり、銀行法上要請されている銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、改めて検討する必要がある。
3. 金融再生委員会・金融監督庁としては、以上のような基本的な考え方の下、こうした新たな形態の銀行業に対する現行法令下での免許審査・監督上の対応について、別添の通り、運用上の指針(案)として策定し、これをパブリックコメントに付すこととした。今後、パブリックコメントを踏まえた上で、最終的に取りまとめることとしたい。

もとより、新規に参入する銀行においても、決済機能や金融仲介機能の担い手として、通常の銀行と同様、十分な財産的基礎、適格な人的構成、内部管理体制等が求められることになる。今後、本指針が確定された後は、これらの点も含め、本指針を踏まえ、免許審査や免許後の監督において十分なチェックが行われることになる。

4. また、本指針は、あくまでも現時点で想定し得る主な問題点に対する基本的な対応方針を示したものであり、急速に進む金融技術の革新やイノベーション等により、今後とも新たな形態の銀行が出現することが予想され、その際には、別途の検討が必要となる場合もあり得ると考えられる。

5. なお、最後に付言すれば、現行法令上、免許付与後、銀行の主要株主の変更を事前に把握し、銀行の健全性確保に支障をもたらすような不適格な株主を排除する権限は、監督当局に付与されていない。そこで、いわゆるバーゼル・コア・プリンシプルの要請や主要先進国の制度等を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から、銀行の健全性に支障をもたらすような不適格な主要株主を把握し、これを排除し得る権限を監督当局に付与すること等について、今後、金融審議会等において早急に検討を開始するよう、関係当局に要請したい。

また、銀行の他業禁止の緩和等、異業種の銀行業参入問題とは裏腹の関係にある規制緩和の問題についても、本年3月末に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画（再改定）」に沿って着実に検討を行うこととし、このうち制度改正が必要な事項については、金融審議会等において併せて検討することを要請したい。

(注) バーゼル銀行監督委員会による「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（1997年9月）においては、各国の金融監督当局が銀行を監督するにあたり適用すべき最低限の基準として、以下の原則を掲げている。

原則3：免許付与当局は、免許付与の基準を設定し、一定の基準に満たない企業の申請を却下する権限を有していなければならない。免許付与のプロセスでは、最低限、銀行の株主構造、取締役・・・（略）・・・に対する評価を行わなければならない。

原則4：銀行監督当局は、現存の銀行に対する主要な所有権や支配力を他の主体に移譲させる提案を点検し、棄却する権限を持っていなければならない。

(別紙2)

平成12年5月30日
金融再生委員会
金融監督庁

異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応
(運用上の指針) (案)

1. 新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応
1. 子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点

(1)基本的考え方

銀行の経営の健全性を確保するためには、経営の独立性の確保が前提となるが、銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主(注)に事業会社等が存在する場合には、当該事業会社等(以下「事業親会社等」という)の事業戦略上の要請によって、子銀行の健全性が損なわれることのないよう、銀行経営の独立性の確保について、特に留意する必要がある。

(注) 銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主とは、企業会計上の実質影響力基準に基づく関連会社の基準等を踏まえ、原則、議決権の20%以上を自己の計算において所有する株主とする。具体的には、銀行を企業会計上の子会社又は関連会社とする国内会社、及び銀行の議決権の20%以上を自己の計算において所有する外国法人等とする。

なお、投資組合等については、当該投資組合等の背後に存在する実質的な出資者で、銀行の議決権の20%以上を自己の計算において実質的に所有する者を含むものとする。

(2)免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 事業親会社等の有無、並びに事業親会社等が存在する場合、その概要及び事業戦略における子銀行の位置付け等

イ) 子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う経営体制が確保されているかどうか。

例えば、子銀行の役員が事業親会社等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行の経営の独立性が損なわれていないか。

ウ) 事業親会社等の店舗を共有する場合等において、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか。

(なお、この点は、コンビニにATMを設置する等のインストアブランチ(小売店舗内銀行営業所)一般の形態に適用されるべき事項である。)

b. 免許後の監督において留意すべき事項

ア) 免許付与後、事業親会社等に該当する主要株主に変動がある場合には、子銀行に対し、当局に速やかに報告するよう求める(免許の条件とする)。

イ) 免許付与後の子銀行の経営の独立性や、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の状況等について、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。

2. 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点

(1) 基本的考え方

銀行経営の独立性が確保されたとしても、事業親会社等の経営悪化等、子銀行の意図しない事業親会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性がある。特に、子銀行と事業親会社等とが営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、子銀行の営業基盤が一気に失われるおそれ(共倒れリスク)がある。こうしたリスクに対応するためには、現行の大口信用供与規制及びアームズ・レングス・ルール(特定関係者に対する優遇禁止)の遵守は当然のことであるが、以下のような諸点について留意する必要がある。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 子銀行において、事業親会社等のリスクを遮断するための方策が十分講じられているかどうか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。

- ① 事業親会社等の業況が悪化した場合、当該事業親会社等に対し、支援、融資等を行わないこと
- ② 事業親会社等の業況悪化や事業親会社等による子銀行株の売却等、事業親会社等に起因する種々のリスク(シナジー(相乗)効果の消滅、レピュテーションリスク(風評リスク)等に伴う株価の下落・預金の流出、取引先の離反等)をあらかじめ想定し、それによって子銀行の経営の健全性が損なわれないための方策(収益源の確保、資本の充実等)を講じること
- ③ 特に、子銀行が事業親会社等の営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講じること

イ) 上記のリスク遮断策によっても、完全に事業親会社等のリスクを遮断することが困難な場合も想定され、事業親会社等の経営リスクに伴う子銀行の経営悪化を早期に把握する観点から、子銀行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況について確認する。

具体的には、免許申請者の収支の見込や社会的信用等を審査するにあたり、当該事業親会社等の財務状況や社会的信用等についても十分勘案する。その際、免許申請者に対し、事業親会社等の直近の決算期の財務諸表及び監査報告書（注1）、並びに当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書（注2）等の資料（事業親会社等が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料）の提出を求めることとする。

（注1）監査報告書と併せ、当該事業親会社等の継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての存続可能性について特段問題がない旨の監査法人等の意見書の提出を求めるものとする。

（注2）企業内容等の開示に関する省令第9条の4の規定により有価証券届出書の簡便な記載が認められる一定以上の格付を取得している者については、監査報告書の内容を監査した他の監査法人による報告書の提出を省略することができるものとする。

（注3）事業親会社等が事業を行わない個人である場合には、本項目によるリスク遮断策のチェックは基本的に不要と考えられるが、社会的信用等に関するチェックは必要である。

б. 免許後の監督において留意すべき事項

ア) 免許付与後のリスク遮断策の履行状況（その確実な履行を免許の条件とする）については、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。なお、リスク遮断策の履行状況に問題がある場合や、当初予定していたリスク遮断策では不十分である場合には、銀行法第26条に基づく業務改善命令を発出することもあり得る。

イ) 免許付与後の事業親会社等の業況等については、定期的に、子銀行に対し、事業親会社等の財務諸表、監査報告書等、事業親会社等の経営状況・財務状況を示す資料の提出を求める（免許の条件とする）ことにより確認する。仮に、事業親会社等の経営に問題があると判断される場合には、子銀行の経営に対する影響及び必要な場合の対応策等について子銀行に対し報告を求める。

3. 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点

(1) 基本的考え方

顧客の個人情報の保護は、一般に、銀行が適切な業務運営を営む上で必須の事項であるが、事業親会社等と子銀行の関係においては、両社のシナジー（相乗）効果を図る観点から、特に、顧客情報を相互に活用することが予想される。そのため、顧客の個人情報の保護が十分図られているかどうかについて確認する必要がある。本問題は、

現在、関係省庁等において、個人情報保護法の法制化に向けた検討がなされており、将来、法制化された場合には、各銀行は、当該法律の規制に服することになるが、当面、監督当局としては、以下の点に留意する必要がある。

(2)免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

子銀行において、顧客の個人情報の保護のための方策が十分講じられているかどうか。具体的には、顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する。

b. 免許後の監督において留意すべき事項

免許付与後、顧客の個人情報の保護のための方策を確実に履行しているかどうかについて、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。

4. 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点

(1)基本的考え方

銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、現行の信用リスクを中心とした自己資本比率規制の下では、信用リスクはほとんどないことから所要自己資本額は極めて小さくなるが、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本が必要である。

また、伝統的な銀行業に想定される信用リスクを取らない場合には、信用リスクに対応するリターン（収益性）も期待できないことから、将来の収支見通しについては、この点も勘案した審査が必要である。

(2)免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本となっているか、ALM管理（資産負債管理）等のリスク管理が適切に行われるような体制となっているかどうか。

イ) 将来の収支見通しの審査に当たっては、収益源をどこに求めるのか、その収益源は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収益の前提となる諸条件について見込みを下回った場合の対応策が講じられており、そのような場合でも一定の収益を見込めるか。

ウ) なお、全国的に決済業務を営む場合には、確実な決済の確保が見込まれるかどうか。

b. 免許後の監督において留意すべき事項

免許審査時に確認した自己資本が維持されているか、ALM管理等のリスク管理が適切に行われているか等について、検査ないし報告徴求等により確認する。

また、免許審査時に確認した収益源については、計画通りの収益を上げているかどうか、収益の前提となる諸条件に変更はないかどうか、計画通りの収益を上げていない場合にはその対応策等について、報告徴求等により確認する。

5. 有人店舗を持たずインターネット・ATM等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点

(1)基本的考え方

インターネット等による電子金融取引は、既存銀行において既に取り扱いを開始しており、規制のあり方や監督方法を電子取引の特性に対応したものへと見直すことにより、実効性のある利用者保護を図る必要が生じている。

特に有人店舗を持たず、専らインターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行については、従来有人店舗が果たしてきた機能を、適正なルール及び行内の態勢整備等を行うことにより他の手段で代替する必要がある。また、ITを活用した新たなサービスの提供にあたっては、一般の利用者が特別の訓練を経ずに安全かつ簡便に利用できるような仕組みが整えられている必要がある。

以上のような観点を踏まえ、当面、インターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行に対する免許・監督については、以下の点に留意する。

なお、電子金融取引に係る規制・監督一般については、関連分野の有識者からなる「金融サービスの電子取引と監督行政に関する研究会」の報告書（12年4月18日）の指摘も踏まえ見直しを行う。

(2)免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a. 免許審査において確認すべき事項

ア) 以下に掲げる事項について、無店舗営業であっても適切に対応し得るための態勢が整備されているかどうか。

- ①顧客からの苦情・相談の対応
- ②システムダウン等に伴う顧客対応
- ③法令に基づく顧客への説明義務の履行
- ④ディスクロージャーの履行
- ⑤マネーロンダリング防止等の観点からの本人確認義務の履行

イ) 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっているかどうか。

ウ) 金利等の条件に敏感である顧客層の特性や、取引の解約・変更が容易になされ得る特性に鑑み、顧客の一時大量流出に備えた流動性確保のための方策が確立しているかどうか。

エ) システムのセキュリティのレベルが十分な水準に達しているかどうか。システムの安全管理体制（外部委託先の管理を含む）や障害発生時の危機管理体制等が適切に講じられているかどうか。（外部機関の評価書類を提出させる）

b. 免許後の監督において留意すべき事項

免許審査時に確認した対応策の履行状況について、検査ないし報告徴求等により確認する。

II. 既存銀行等への適用

上記Ⅰ. に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が買収した場合、既存の銀行が顧客の個人情報を活用する場合やインターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持つ既存銀行の監督においても、基本的に適用することとする。

また、上記Ⅰ. の1. ～3. に掲げた免許審査・監督上の留意点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。

「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」(要旨)
(平成 12 年 4 月 18 日)

1. 検討の目的

- 最近の金融サービス分野における電子取引の普及・展開は金融サービス業や市場のあり方を大きく変化させている。この適正な運営と円滑な発展を図る観点から、監督当局としては、これまでの規制の在り方や監督方法を電子取引の特性に対応したものに適応させ、実効性ある利用者保護を確保することが求められている。
- 検討にあたっては、電子金融取引を利用者にとって「安心して便利な」ものとするこ
と、監督行政の対応が、電子金融取引の発達を阻害したり、その普及を過度に抑制す
るものにならないようにすること、常に実情に即した監督行政となるよう不断に見直
す柔軟性をもつことが必要である。
- 電子取引の普及によって金融サービスの越境取引等が容易になり、一国のみでの監督
行政の対応には限界が生じている。当研究会での検討が、今後、国際的な場における電
子金融取引の監督原則・フレームワークの構築にかかる検討に寄与することが期待され
る。

2. 基本的な視点

- (1) 電子取引の発達を阻害せず、その長所が活かされるようにすること
 - ペーパーレス化、非対面性、迅速性、時間的・距離的制約の解消等という電子取引の
特性が十分活かされれば、サービス提供者、利用者双方にとって多大な利便とコストの
低減をもたらす、また市場の活性化、効率化に資する。したがって、電子取引の特性を
減殺することなく、その長所ができるだけ発揮されるよう規制の点検、見直しを行う。
- (2) 電子取引の特性に即した利用者保護を図ること
 - 電子取引の特性を踏まえ、利用者にとっては、取引過程における諸手続等が適切に履
行されることがより重要となり、また、来店型店舗がないもとでの適正な業務運営やト
ラブルへの責任ある対応をいかに確保するかも課題となる。こうした観点から、現行の
利用者保護のための様々な規制を見直し、電子取引の実態に即した内容に改めていく。
- (3) 国際的側面に配慮すること
 - 電子取引の特性として越境取引や外国業者の参入が極めて容易になることがあげられ
るが、このことは、利用者の選択肢の多様化と取引コストの低減をもたらす一方で、利
用者保護の実効性をいかに担保するか等の問題をはらむ。国際化に適切に対応できるよ
う、規制の整備と国際的な整合性の確保、監督当局間の連携の強化を図る。

(4) 行政全般にまたがる観点や他の行政分野との整合性に配慮すること

- 金融監督行政の基本であるルールの明確化や透明性の確保等を図ることは勿論のこと、他の行政分野、特に犯罪対策、個人情報保護政策、競争政策等との整合性に配慮する。

3. 検討結果

(1) 顧客への書面交付の電子化

- 取引過程のペーパーレス化は電子取引のメリットの一つである。一方、現行の業法の規定上は取引過程において書面の交付が前提とされている場合があるため、各書面の果たしている機能に即して、電子媒体による代替を検討することが望ましい。

その際、交付された情報について、紙媒体の書面により交付された場合と同等の利用可能性が確保されるよう、顧客の包括的同意及び情報保存手段の確認、非電子的手段による連絡手段の明示、紙形態での書面交付を求められた場合の対応、顧客が情報を受領したことの確認などが求められる。

(2) 電子的手段によるディスクロージャー

- ネット取引を行う顧客への十分なディスクロージャーを行うという観点から、紙媒体を店舗に備え置くことによって開示されているのと同等の内容の情報を同じタイミングでホームページに掲載すべきである。また、電子媒体によるディスクロージャー特有のメリットとして、時間を問わず利用できること、タイムリーな開示が可能となること等があげられる。

- 今後、電子媒体によるディスクロージャーの充実を図る上では、レイアウト・操作性等の工夫、開示の時期・頻度及び内容の充実といった点を考慮すべきである。

- 現在、ディスクロージャーの電子化にむけた業界・業者の取組が見られるが、今後の電子金融取引の拡充に合わせ、電子媒体によるディスクロージャーの一層の充実が求められる。インターネット取引を行う業者についてディスクロージャーの電子化を義務づけ、また、インターネット専業銀行等については、店舗への備置きを免除し電子媒体のみでの開示を容認するという法制面の整備を行うことも考えられる。

(3) 販売・勧誘時の説明・情報提供

- 電子金融取引であっても、利用者保護の必要性の程度は一般の取引と異なるものではなく、業法上の説明義務は等しく適用されるべきである。

その際、非対面性という特性を踏まえ、電子メール等により顧客が説明を受けたことを確認すること及び顧客に質問する機会を与えることによって、実質的な説明が確保される。このことは、ひいては、顧客が安心して電子取引に参加する環境整備に資するものと考えられる。

- マネー・ローンダリングの防止等の観点から行われている顧客の本人確認等については、非電子的手段を用いることを含め、その実効性を確保することが必要である。

(4) トラブル対応等

- 電子金融取引が国民の間に定着するためには、各業者においてトラブルの未然防止と

対応のために適切な措置がとられなければならない。また、システム障害に基づくトラブルについては、そのような場合の責任分担のあり方や連絡方法等について、業者から利用者に予め確実に情報を提供しておく必要がある。

幅広い利用者が正しい知識に基づき電子金融取引の利便性を享受できるよう知識の普及を図る必要があるとともに、電子金融取引に伴うリスクやトラブルが生じた際の連絡先等を利用者へ周知することが望ましい。その方法としては、監督当局のホームページを活用することも有用である。

(5) 越境取引への対応

- 外国の金融サービス業者が国内利用者と電子取引を行うに当たっては、利用者に対し適切な情報提供がなされなければならない。そのため、業者はそのホームページ上に所在地、免許取得国・地域等の利用者のための情報を掲載することが望ましい。
- 監督当局は、利用者が越境取引を行う上で知っておくべき情報を、ホームページ上で提供することが望ましい。また、外国業者に向けて、どのような行為が我が国の規制に抵触するかという判断基準を示すことについても検討すべきである。
- 国際的な監督体制の充実に向け、我が国としても、国際的な協力体制の強化について具体的に検討することが急務であると同時に、国際的なルール作りに積極的に参加していくことが望ましい。

(6) 第三者の関与

- 電子金融取引は、インターネット・サービス・プロバイダーに依存した取引であることにかんがみ、業者は十分なリスク管理対策を講じるとともに、顧客に対してもリスクの存在についての情報提供を行う必要がある。監督当局の検査・監督においては、これら対策の実施状況をチェックする必要がある。
- システム部門を中心に金融サービス業者による非金融サービス業者へのアウトソーシングが拡大しているが、この場合、業者は委託者としての責任を免れることはできない。また、アウトソーシングに伴うリスクに対する業者の管理態勢について、実効的な監督が担保できるよう検討を行う必要がある。

(7) 新たな金融情報サービスと金融サービス業

- 金融サービス業者のホームページのリンクにあたっては利用者による誤認が生じることを防止する手当てが必要とされる。また、ホームページ上の幅広い情報提供等は、それ自体が業務を営んでいるといえない範囲で行われていれば、業法上の他業禁止規定に抵触しないといえよう。
- インターネット上において、リンクや検索を活用した新たなタイプの金融情報サービスが行われるようになってきている。今後の金融サービスを考える上では、従来の制度の枠組みが想定していないような新しい金融商品販売チャネルやサービス提供者の拡がりをも視野に入れることが不可欠となってくるものと考えられる。

(8) 店舗・営業所の役割と電子化

- 電子金融取引が急速に普及し営業店舗を有しない金融サービス業者も登場しているが、従来、店舗・営業所が果たしてきた機能は、適正なルール及び態勢の整備等を行えば、他の手段で代替可能である。

したがって、営業店舗を有しない業者に免許・登録を認めることについて、「店舗・営業所の役割」という観点からは基本的な問題はなく、その可否はより総合的な判断によるべきである。なお、電子取引以外にも、電話等のチャネルの重要性が増す等銀行等の店舗・営業所の役割をめぐる状況は変化しており、これに対応し、営業所という概念に基本を置いた現状の規制を見直すことが望ましい。

以 上

「金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会」委員名簿

平成12年4月現在

岩村 充 早稲田大学アジア太平洋研究センター教授

大崎 貞和 (株)野村総合研究所資本市場研究部資本市場研究室長

神作 裕之 学習院大学法学部教授

高橋 亘 慶應義塾大学経済学部教授

中村 栄作 (財)金融情報システムセンター総務部長

野村 修也 中央大学法学部教授

山田 誠一 神戸大学法学部教授

(敬称略 50音順)

(注)上記委員の他、オブザーバーとして、大蔵省、金融再生委員会及び金融監督庁から実務者が参加。

なお、研究会の事務局は、金融監督庁長官官房企画課がつとめた。

- | | | |
|---|-----------------|-------------|
| { | = 政府としての対応 | = 大蔵省としての対応 |
| | = 金融監督庁としての対応 | = 業界としての対応 |
| | = 金融再生委員会としての対応 | |

- 9.12.24.....大蔵省、「いわゆる「貸し渋り」への対応について」発表
 (早期是正措置の弾力的運用、保有株式の評価方法の変更等の自己資本比率対策 = 10.2.27 措置、政府系金融機関の活用 = 対応済、融資相談窓口の設置要請 = 9.12.26要請など)
- 9.12.26.....大蔵省銀行局長から各金融団体代表者宛、融資相談窓口の設置を要請
- 10.2.16.....金融システム安定化2法成立(公的資金による資本注入)
- 10.2.27.....大蔵省、「いわゆる「貸し渋り」への対応について」における措置として、省令(早期是正措置の弾力運用)、告示(自己資本比率)、通達(保有株式の評価方法の変更等)の改正を実施
- 10.3.11.....総理 19行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協会長金庫、農中、政府系9庫に円滑な資金供給を要請
- 10.3.31.....総理の指示により、一般企業、金融機関にヒアリングを行い、結果を新聞発表
- | | |
|---|---------------------------|
| { | 財務局指示 - 金融課のほか経済調査課を動員 |
| | (対象先) |
| | ・一般企業 1000社(大蔵省景気予測調査対象先) |
| | ・都市銀行~信用金庫全行庫(556機関) |
| | ・政府系7庫 |
- 通産省にも一般企業に対するヒアリング指示あり。
- 10.4.24.....総合経済対策「健全な中小・中堅企業等に対する円滑な資金供給に支障を来さないよう要請する」
- 10.4.27.....蔵相 全銀協会長、信託協会会長、IBJ頭取の3者に対して、健全な企業への資金供給を行うという金融機関本来の使命を充分に発揮していただくよう要請

- 10.8.28.....「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定
(信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など)
- 10.9.11.....金融監督庁、「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について」
発表
- 10.10.1.....金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」
の開催について都道府県へ通知。
- 10.10.13...全銀協理事会において「中小企業金融安定化特別保証制度」濫用
防止について申し合わせ
- 10.10.16...「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立
(公的資金による資本増強、10月23日施行)
- 10.10.22...都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支
店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 10.10.27...主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実
施することを発表
- 10.11.16...緊急経済対策閣議決定
(金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容
とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置
の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開
発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など)
- 10.12.1.....各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運
用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10.12.7.....地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等
を実施することを発表
- 10.12.22...全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組
協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出さ
れた民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関
の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底する

よう伝達。

- 10.12.28...総理 全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11.1.14...地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11.3.5...都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11.4.26...金融に関する相談電話等について円滑かつ迅速な処理を行うための音声自動応答システムの運用を開始
- 11.4.28...都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11.11.9...金融再生委員会・金融監督庁 資本増強行（都銀8行、長信銀1行、信託5行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- 11.11.11...経済新生対策閣議決定。
（中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加）
- 11.12.3...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11.12.7...金融再生委員会・金融監督庁 貸出実績が3月末と比べ減少している銀行に対し、中小企業向け貸出増加のための新たな施策を懇請
- 11.12.16...金融再生委員会委員長 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請

地域融資動向に関する意見交換会の実施状況
(第1回～第3回)

	第1回	第2回	第3回		第1回	第2回	第3回
北海道	10/30	2/18	12/3	滋賀県	11/12	2/9	11/26
青森県	11/20	3/12	12/1	京都府	11/12	2/3	11/18
秋田県	11/13	3/19	12/2	大阪府	11/2	1/26	11/25
岩手県	11/10	3/23	11/19	奈良県	11/26	2/23	12/2
山形県	11/25	3/17	11/29	和歌山県	11/17	2/9	12/6
福島県	11/24	3/5	12/13	兵庫県	11/24	2/15	11/22
宮城県	11/13	3/12	12/2	岡山県	11/6	1/27	12/17
群馬県	11/26	2/4	11/26	島根県	10/30	1/28	12/14
栃木県	11/11	2/8	12/2	鳥取県	11/4	1/20	11/29
茨城県	10/8	2/8	11/30	広島県	10/26	2/2	12/2
埼玉県	11/11	3/18	12/2	山口県	11/11	2/5	12/16
千葉県	11/18	3/12	11/29	香川県	10/26	3/8	11/29
東京都	10/30	3/9	12/2	高知県	11/24	3/17	12/2
神奈川県	11/25	2/9	12/17	愛媛県	11/9	3/18	12/3
新潟県	11/12	2/16	12/2	徳島県	11/9	3/10	12/1
山梨県	11/24	2/22	12/15	福岡県	10/28	2/25	12/8
長野県	11/13	3/15	11/30	佐賀県	11/13	3/19	12/17
富山県	11/12	2/16	11/26	長崎県	11/5	3/15	12/9
石川県	10/26	2/19	11/16	大分県	10/28	3/16	12/14
福井県	11/24	2/8	11/25	熊本県	11/9	2/22	12/14
静岡県	11/20	3/12	11/29	宮崎県	10/26	3/19	12/20
愛知県	10/29	2/18	11/19	鹿児島県	11/2	2/22	11/22
岐阜県	11/13	2/22	11/29	沖縄県	10/23	3/4	6/18
三重県	11/18	2/10	11/25		沖縄県は12/1に4回目を実施		

資料10 - 3

特殊要因調整後計数について【日銀調べ：平残】（'00/4月）

特殊要因((1)貸出債権流動化要因、(2)為替変動要因、(3)貸出債権償却要因、(4)旧住宅金融債権管理機構向け貸出)を調整した2000年3月の総貸出平残及び同前年比は下表の通り。

(単位:百億円)

	総貸出平残		特殊要因	特殊要因調整後総貸出平残							
	2000.4	対前年同月比		対前年同月比							
				00/4	00/3	00/2	00/1	99/12	99/11	99/10	
五業態計	46,828	-4.2	1,159	47,987	-1.8	-2.1	-2.4	-2.3	-2.2	-2.1	-1.6
都・長・信	28,624	-4.7	928	29,552	-1.6	r-2.2	-2.7	-2.6	-2.7	-2.9	-2.6
地方銀行	13,394	-1.8	182	13,577	-0.5	-1.5	-1.6	-1.5	-1.1	-1.0	-0.5
第二地銀	4,809	-7.3	49	4,858	-6.4	r-2.8	r-2.7	-2.2	-2.4	-0.2	2.2

(注)各特殊要因の算出方法は、以下の通り。

- (1)貸出債権流動化要因:貸出債権流動化残高前年差
- (2)為替変動要因:外貨インパ貸平残(外貨建)を円・ドル為替相場の前年差で調整
- (3)貸出債権償却要因:過去1年分の貸出金償却額、債権償却特別勘定目的取崩額、CCPCへの債権売却損(第1方式)、その他貸出債権売却損、債権放棄額、の累計
- (4)旧住宅金融債券管理機構向け貸出は、整理回収機構に振り替わった金額
- (5)rを付した数字は、以前公表されたものから修正された数字。

出典:日銀「貸出・資金吸収動向」

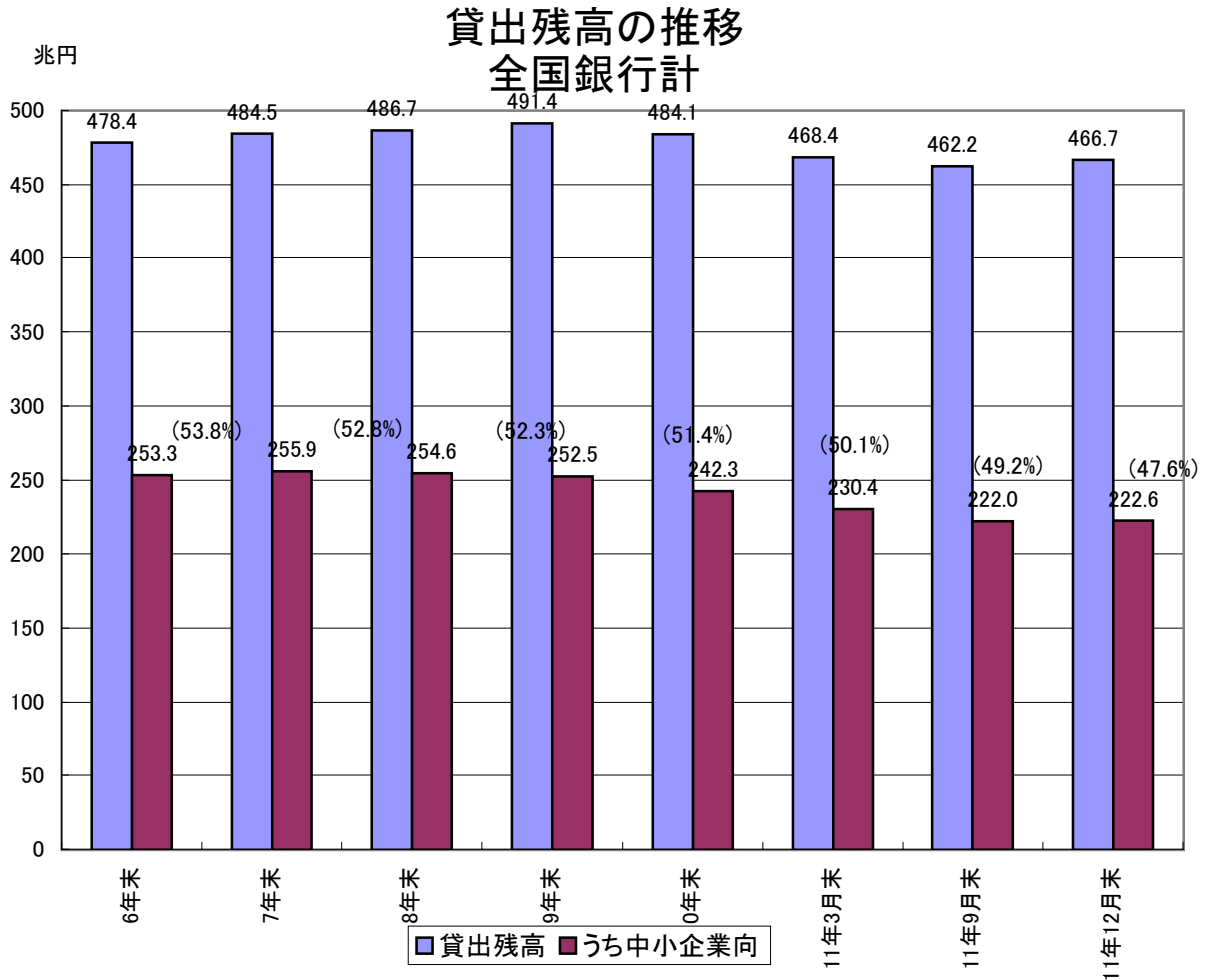
金融機関の貸出動向

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H9.9	H10.3	H10.9	H11.3	7	8	9	10	11	12	H12.1	2	3	4
5業態計	527	527	513	507	484	482	481	478	476	478	478	476	476	468
対前年同月比	-0.3	-1.6	-2.7	-3.9	-6.1	-6.5	-6.3	-5.5	-5.7	-5.9	r-6.0	-6.3	r-5.9	-4.2
都市銀行	244	244	238	229	219	219	219	217	216	219	219	217	218	214
対前年同月比	-0.1	-1.4	-2.6	-6.3	-8.6	-8.7	-8.0	-6.9	-6.0	-5.2	-5.3	-5.6	r-4.5	-1.9
長信銀	44	42	41	40	38	36	35	35	34	32	32	32	31	30
対前年同月比	-2.2	-7.5	-7.4	-6.2	-8.7	-11.7	-13.9	-12.9	-15.3	-19.7	-19.8	-20.3	-22.7	-21.2
信託銀行	52	50	48	46	43	43	43	43	43	43	43	42	42	41
対前年同月比	-5.7	-6.1	-7.0	-7.6	-11.4	-11.2	-10.3	-7.9	-8.0	-8.1	-8.1	-8.3	-8.4	-4.1
地方銀行	135	138	135	139	133	133	133	133	133	134	134	134	135	133
対前年同月比	1.5	1.5	-0.1	0.2	-1.1	-1.4	-1.6	-2.0	-2.5	-2.6	-2.9	-2.9	-2.8	-1.8
第二地銀	52	52	51	53	51	51	51	51	50	51	51	50	50	48
対前年同月比	0.6	-0.9	-2.3	1.6	-0.5	-0.7	-0.7	-0.6	-2.7	-4.9	-5.4	-5.6	-5.3	-7.3

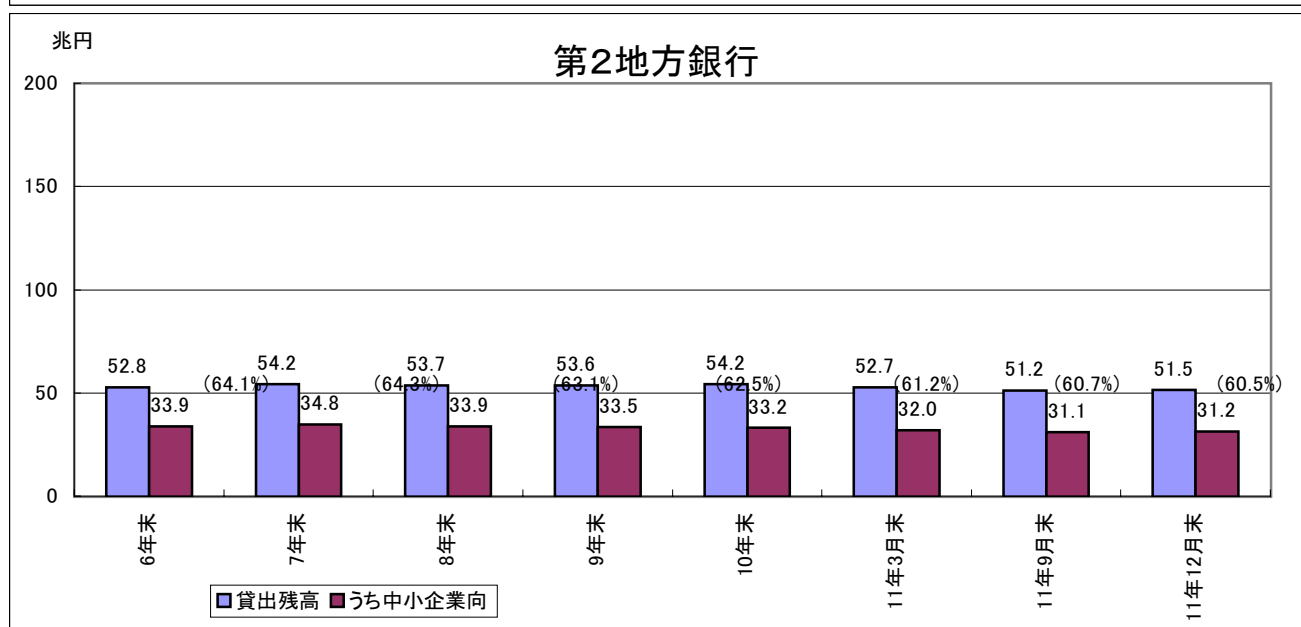
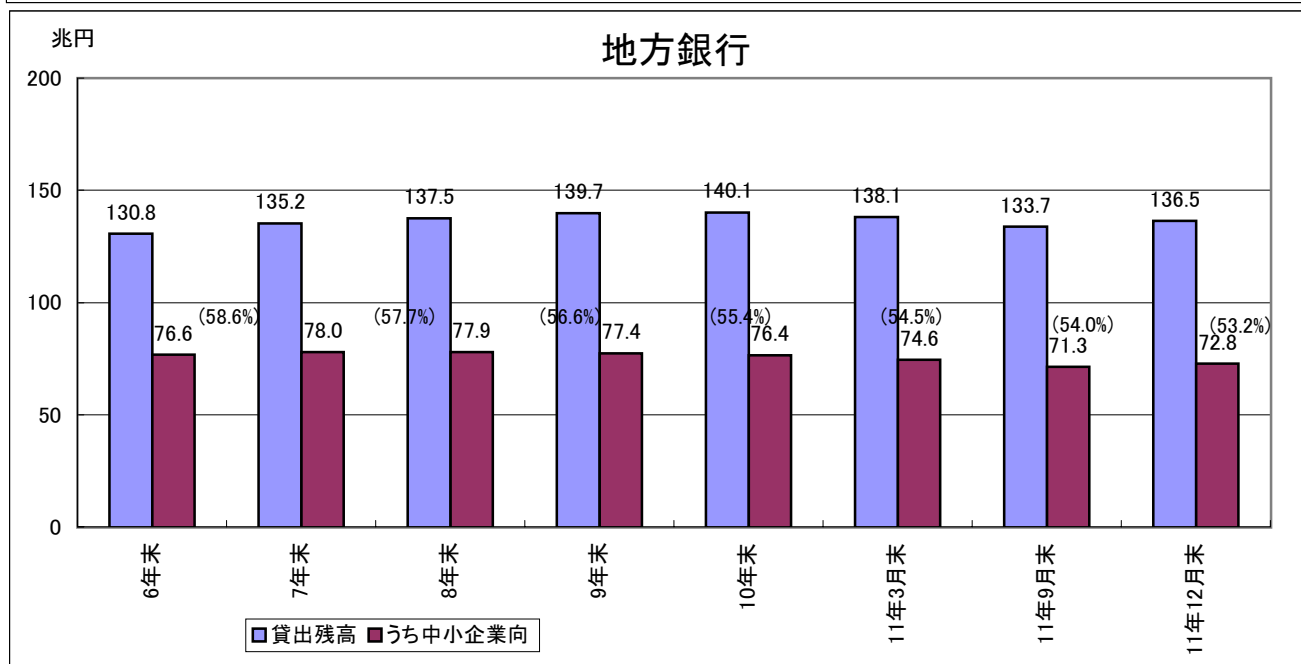
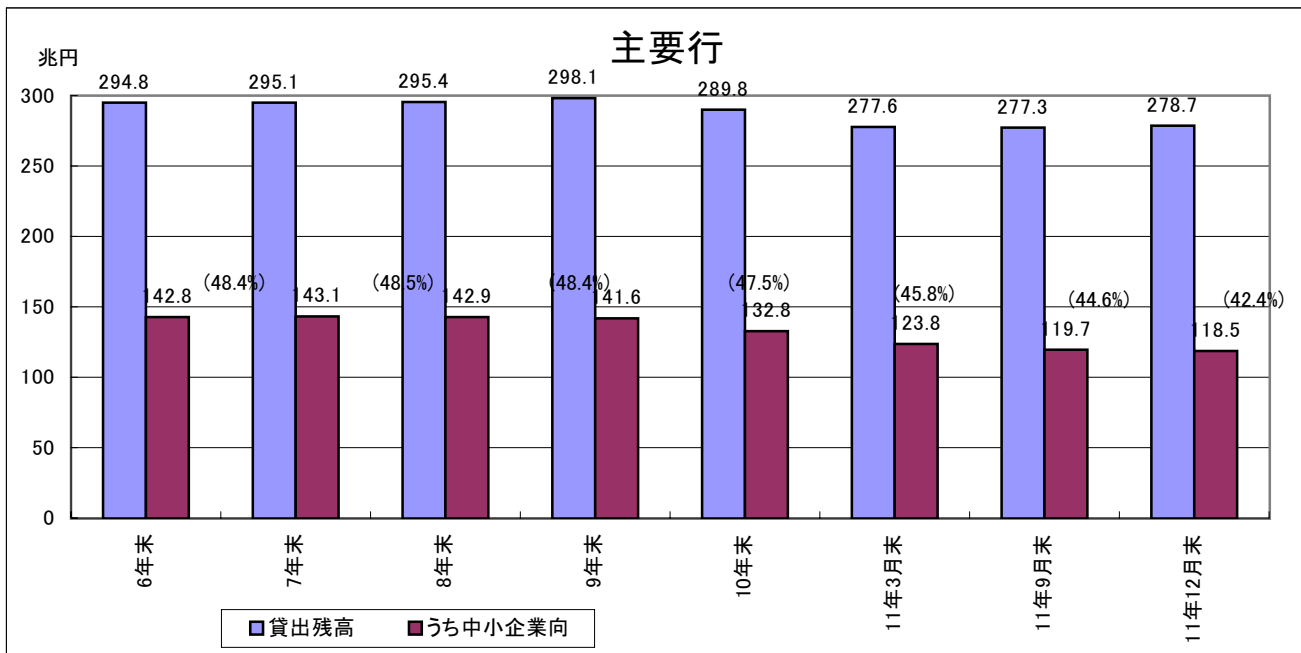
出典:日本銀行「貸出・資金吸収動向」



(注)「中小企業向」は、資本金1億円以下又は常用従業員300人以下(卸売業は資本金3000万円以下又は常用従業員100人以下、小売業、飲食店及びサービス業は資本金1000万円以下又は常用従業員50人以下)の法人向けのみ。

出典:金融経済統計月報(日本銀行)

資料10-6



(注) 主要行は、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行の合計。

